

入 札 説 明 書

「凍結抑制剤（塩化カルシウム）２５キログラム詰袋入 ２５０袋」に係る一般競争入札については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１ 入札に付する事項

購入物品名及び予定数量

(1) 凍結抑制剤（塩化カルシウム）２５キログラム詰袋入 ６.２５トン（２５０袋）

(2) 購入物品の仕様等

別添特記仕様書のとおり

(3) 納入期限

令和８年１０月３０日（金）

(4) 納入場所

秋田県秋田市向浜一丁目２番２号

秋田県秋田地域振興局建設部向浜建設機械格納庫

２ 入札に参加する者に必要な資格等

(1) 地方自治法施行令第１６７条の４の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県物品の製造の請負、買入れ等に係る競争入札参加資格を有すること。

(3) 秋田県暴力団排除条例（平成２３年秋田県条例第２９号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

３ ２(２)の資格に係る申請

２(２)の資格のない者で本入札に参加を希望する者は、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）にて業者登録申請を行い、次の場所へ関係書類を提出し、令和８年９月２８日（月）までにその登録を完了すること。

なお、この申請に関する問い合わせ先についても、次のところとする。

郵便番号 ０１０－８５７０

秋田県秋田市山王四丁目１番１号

秋田県出納局総務事務センター（電話番号 ０１８－８６０－２７４０）

4 契約条項及び入札説明書等の掲載等

契約条項、入札説明書及び仕様書等は、次のところに掲載し、配布する。

秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」－「その他の入札予定情報」

「<http://www.pref.akita.lg.jp/>」

5 提出書類等

本入札に参加しようとする者は、次により書類等を提出しなければならない。

(1) 提出書類等

ア 入札参加資格確認申請書

イ 材料承諾書（納入物品明細書）

ウ 品質試験成績書（写し可）

エ 納入物品の見本

(2) 提出期間

令和8年9月11日（金）から令和8年9月28日（月）まで。ただし、秋田県の
休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29条）第1条第1項に規定する休日を除く。

(3) 提出時間

午前9時から午後5時まで

(4) 提出場所

郵便番号 010 - 0951

秋田県秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地方総合庁舎3階

秋田県秋田地域振興局 建設部 道路整備課 道路保全チーム

（電話番号 018 - 860 - 3472）

(5) 郵便による場合は、書留にて令和8年9月28日（月）午後5時までに(4)に定める
場所に必ず到着させること。

(6) (1)ア～エについて、説明又は必要に応じて内容の変更等を求める場合がある。

(7) (6)の説明又は内容の変更等に応じない者は、本入札に参加することができないもの
とする。

(8) 申請に虚偽があった場合は、参加資格を取り消す。

6 入札及び開札の日時及び場所

令和8年9月29日（火） 午前10時00分

秋田県秋田市山王四丁目1番2号 秋田県秋田地方総合庁舎6階 総609会議室

7 入札書の提出方法等

(1) 入札は原則として入札者又はその代理人が行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は、入札前に委任状を提出しなければならない。

(2) 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときに、入札執行職員が身分
証明書等の提示を求めることがある。

(3) 入札書は、封筒に入れ密封し、「購入物品名」を記載の上、提出すること。

- (4) 郵便により入札を希望する場合は、二重封筒で、表封筒に「令和 8 年 9 月 29 日入札、入札書在中」の旨を表記し、中封筒に上記(3)の内容を記載すること。また、入札書の日付は、入札書を作成した日を記載すること。

なお、郵送先は、秋田地域振興局長あて親展とし、配達証明書付郵便書留により令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時まで 5 (4) の場所に必ず到着させること。

8 入札及び開札の方法等

- (1) 入札及び開札は、入札者又はその代理人が立ち会いのうえ行うものとする。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、当該入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- (2) 開札に立ち会う場所に持参するもの
- ア 開札に立ち会う者の身分証明書（運転免許証など）
 - イ 再度の入札に使用する印鑑
 - ウ 委任状（代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る）
- (3) 開札に立ち会わない入札者（郵送によって入札書を提出した者）は、開札結果の通知に必要な返信用封筒（あて名及び受取人の住所、氏名等を明記の上、所要の料金の切手を貼付したもの）を入札書とともに提出することができる。

9 入札書の書き換え等の禁止

入札書の書き換え、引き替え及び撤回をすることはできない。

10 入札執行回数等

- (1) 入札執行回数は、3 回までとする。
- (2) 当該入札への参加者が 1 者であった場合でも、入札を執行するものとする。

11 落札者の決定方法等

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 10 (1)で定める入札執行回数を行ってもなお、落札者のない場合は入札手続きをやり直すか、又は施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、入札価格の低い者を対象者として、随意契約の交渉を行うことがある。
- (3) 落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない職員にこれにかわってくじを引かせ、落札者を決定する。
- (4) 開札をした場合において、入札金額のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度入札を行う。ただし、この場合において郵便により入札を行った者がいるときは、入札及び開札の日時並びに場所を速やかに定め、再度入札を行う。
- (5) 14 に定める事項に該当した者は、再度入札に参加することはできない。

12 入札書に記載する金額等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

13 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札者は、入札者の見積もった入札金額（※ 1）の 100 分の 5 以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。

ただし、入札保証金の納付は、銀行振出小切手、銀行保証小切手、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。

入札保証金は、令和 8 年 9 月 29 日（火）入札直前に、入札職員が徴収し、入札終了後直ちに還付する。

ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。（代理人が入札保証金を有価証券で納付し、還付を受けようとする場合には、別に委任状が必要。）

※ 1 入札金額は、入札書に記載した金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額である。

(2) 契約保証金

落札者は、契約金額の 100 分の 10 以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、国債、秋田県債、郵便貯金銀行の発行する振替払出証書、郵便貯金銀行の発行する為替証書の担保の提供をもって代えることができる。

(3) 入札保証金、契約保証金の納付を免除される者

ア 入札保証金について、次の (ア)、(イ) 又は (ロ) のいずれかの書類を令和 8 年 9 月 28 日（月）午後 5 時までに提出し、審査の結果、免除と認められた者。

なお、審査について説明を求められた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

(ア) 県を被保険者とする「入札保証保険契約証書」

(イ) 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と当該入札物品若しくはこれに相当する物品の売買契約を履行した証として、1 件の契約で当該入札価格の 5 割を超える 2 件以上の契約書の写し及び履行を確認できる書類（支払通知書等の写し等）。

(ロ) 「入札保証金免除申請書」及び「秋田県税に滞納がない旨の証明書の写し（提出日から 3 ヶ月以内のもの）」

イ 契約保証金については、次の (ア) 又は (イ) の書類を契約締結までに提出し、審査の結果、免除と認められた者

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約証書

(イ) 過去 2 年の間に国又は地方公共団体と当該入札物品若しくはこれに相当する物

品の売買契約を履行した証として、1 件の契約で当該入札価格の 5 割を超える 2 件以上の契約書の写し及び履行を確認できる書類(支払通知書等の写し等)。

(4) 審査資料等提出場所

5(4)に定める場所

14 入札の無効

次の各号に該当する入札は、これを無効とする。

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札

ア 委任状を持参しない代理人のした入札

イ 5(1)に定める提出書類等を提出しないまました入札

ウ 入札公告に定めた資格のない者のした入札

(2) 入札保証金を納付しない者(免除された者を除く)又はその金額に不足のある者のした入札

(3) 同一の入札について 2 以上の入札をした者の入札

(4) 同一の入札について 2 人以上の入札者の代理人となった者の入札

(5) 談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札

(6) 入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札

(7) 前各号に定めるほか、入札説明書及び入札心得等で指示した条件に違反すると認められる入札

15 入札者がくじを引かない場合に代わってくじを引く者

秋田県秋田地域振興局 総務企画部職員

16 契約書の要否

要

17 その他

(1) 当該調達物品の仕様について疑義がある場合は、令和 8 年 9 月 25 日(金)まで、秋田県秋田地域振興局建設部道路整備課道路保全チームに文書で提出すること。

(2) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(3) 本入札説明書に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

18 問い合わせ先

照会及び回答は、原則として書面による。

秋田県秋田地域振興局

建設部 道路整備課 道路保全チーム (電 話 018 - 860 - 3472)

(FAX 018 - 860 - 3826)